



ストレスチェック

実施義務化への



対応はお済みですか？

現在、従業員100名以上の企業ではほとんどでメンタルヘルス対策が実施されている一方、50名未満の小規模事業場では、50～70%程度の実施にとどまっています。そのためか、小規模事業場におけるメンタルヘルス不調による離職率の高さも指摘されています。

こうした背景から、これまで努力義務とされていた**従業員50名未満の事業場についても、2025年5月よりストレスチェックの実施が義務化されました**。施行期日は公布後3年以内と定められています。2028年の義務化に備え、早めの準備が重要です。

義務化に伴う課題

義務化されるにしても、課題はたくさん。ストレスチェックは調査のための資料の作成や実施、集計等、**専門知識が必要な内容もあるため、企業への負担が生じてしまうことも考えられます**。

ほかに**労働者のプライバシー保護の問題、人的リソースの問題（企業や組織が必要とする人員が不足している状態）等が挙げられます**。

現在は外部の関係機関へ委託することも可能ですが、委託先が遠方であったり、なにかあったときの相談先にも時間や手間等の差が生じると考えられます。

地元長崎で、ストレスチェック導入をサポートする準備を進めています

私たちビッグ・ワンは、長崎で長年にわたり保険を通じてお客様をサポートしてきた実績があります。**その経験を活かしてストレスチェックに関わる事により、単なる調査で終わらせるのではなく、結果に対する対策や、その他利用できるサービスのご案内等、きめ細やかなサポートを提供することができると考えています**。

ストレスチェックの結果と保険の活用を掛け合わせる事で、職場のメンタルヘルス対策や環境改善の支援、採用活動の強化や人材の定着に貢献できるよう、弊社でストレスチェックの実施を行う準備を進めております。

準備が整いましたら皆様にご案内したいと思っておりますので、どうぞ楽しみにお待ちください。

新入社員自己紹介

みなさま初めまして。この春入社しました二島（にしま）と申します。

珍しい名前ですのでぜひ覚えていただけると嬉しいです😊

来年度から弊社にてサービス開始を予定しているストレスチェック事業に携わることになりました。1日でも早く皆さまのお役に立てますよう、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

